



被災者に寄り添った災害復興支援を 誘致企業は安定雇用の責任を 命を守り、暮らしを守る県政への転換を

※2012年 6月議会 6月19日から 7月 4日 16日間
 ※2012年 9月議会 9月 4日から 9月20日 17日間

県議会は、税金の無駄遣いを厳しくチェックし、県民のための県政を実現していく場です。



9月議会では九州北部豪雨対策を早急に行うよう求めました

7月3日から14日にかけて中津市、日田市、竹田市を中心に襲った九州北部豪雨は、死者行方不明者4名、住宅被害は全半壊228戸、一部損壊や床上床下浸水含めると2829戸と、甚大な被害をもたらした。これによって、農業被害等への補助率がアップしました。しかし、過疎化・高齢化が進み自己負担してまで復旧はできないと離農を考えている農家もいるのが現状です。

県は市町村と協力して、農家が自己負担なしで農地の復旧ができるような制度をつくるべきと9月議会でも求めました。

それに対して農林水産部長は「災害用無利子資金の活用など、きめ細やかな金融支援を行う」と答弁しました。

しかし、つつみ県議は「営農を続けていこうと思うと自己負担部分が大変だ。そこで、市町村が全額負担した場合は、県と国とでそれを措置する必要がある」と強く求めました。

また「店舗併用住宅の場合は、営業によって生活の糧を得ているのに店舗部分は*被災者生活再建支援制度を受けられない、どうかしてほしいという被災者の切実な声」が寄せられている。自然災害によって廃業の危機に立っている現状を見過ごすことはできない。県として、国に店舗部分の支援制度を求めるとともに、制度を創設する必要があるのではないかと求めました。

知事は「国の検討会にも話をし、議論の動向を注視していく」と答弁しました。

つつみ県議は「国の制度で救われない方のために県の制度があり、支援を行っているのではないかと。ぜひ店舗部分にも補償ができるように制度を拡大すべきだ」と強く求めました。

この制度も含めて九州北部豪雨については、8月29日、国から対策の現状等の説明を受けました。合わせて支援の拡充と早期の復興を要請してきました。

*被災者生活再建支援制度(国の制度) 支援の内容(支給額は2つの支援金の合計)

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援)

住宅の被害程度	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅除く)
支給額	200万円	100万円	50万円



現地調査、申し入れと災害復旧支援に奔走する日本共産党大分県議団



7月9日 日田市現場調査



7月12日 中津市現場調査



7月20日 県に緊急要望



7月23日 竹田市現場調査



8月29日 政府に対して窮状を説明

地域循環型の経済政策に転換へ

知事は6月定例会で「企業立地によって生産活動の拡大、雇用環境の改善など県経済への波及効果が期待される」と県政諸般の報告をしています。しかし県経済は本当に期待に満ちたものでしょうか。大分キャノンの派遣切りや東芝大分工場の配置転換、日本テキサス

インスツルメンツ日出工場の工場閉鎖など、誘致企業で次々と雇用破壊が広がっています。県経済を誘致企業が引っ張るという認識は圧倒的多数の中小企業とかけ離れています。中小企業の雇用者が減少しているという事は、倒産が続き、地域経済が疲弊している表れで

もあります。「大分県の自然、資源、歴史や文化、技術、人材などを生かした内発型で地域循環型の経済政策に転換すべき」と求めました。

また、つつみ県議は正規雇用の拡大を誘致企業に実行させるためにも、立地協定書に明記すべきと強く求めました。

環境省はばいじん被害なくす努力をすべき！

8月30日に国に対して、ばいじん被害をなくすために降下ばいじんの環境基準を作る事と、環境省として被害実態の聞き取りをする予定があるか、説明を受けました。環境省の見解は「大気汚染防止法ではばいじんに関する管理基準が定められている。大分市で立ち入り検査を定期的実施しており各施設等に問題があれば指導している。現状では環境省が現地視察や、意見交換会

を開催する状況ではないと考える」。つつみ県議は、「大分市が実施し情報を得ているから良いというのではなく、国として厳しく、規制を強化し、住民側の立場でこの問題は考えるべきであり、現地住民からの生の声を聞く事はその第一歩である」と、迫りました。

これからも、住民の健康と住環境を守るためがんばっていきます。



8月30日 環境省にばいじん(実物)を見せて、被害の実態を訴える。



教職員は削減でなく増員を

『大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について』

これは、市町村立学校県費負担教職員の定数を45人削減し、県立学校職員では特別支援学校のクラス増や定時制等の増加により20人が増員されるという条例改正です。学校現場では休職者が2011年度は119名となっています。特に精神疾患が増えているのが特徴で、この10年間で自殺者が13人にも上っています。

そうした状況のもとでも教職員は保護者や子どもの声に真摯に向き合い、様々な創意工夫でわかる授業やいじめ対策など取り組んでいます。このように頑張っている教職員を応援するためにも、定数削減ではなく、教育環境の整備、無理な統廃合の中止、正規教職員の増員を県として行うべきであると指摘しつつ県議はこの議案に反対しました。

また、このような重大な内容を含んでいるのにも関わらず、この議案を審査する、常任委員会では、質疑もなく承認されました。非常に残念な事と指摘しました。

*常任委員会とは、「本会議から付託された議案や請願の審査を行うとともに、担当する各部局に関する事項を調査しています。」この議案は文教警察委員会で審査されました。



介護職員処遇改善は国の責任で行うべき

『大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部改正について』

この条例改正は、国の基金の有効期限が1年延長されたため、県も同様に有効期限を2013年12月31日まで延長するためのものです。この基金は、介護職員の処遇改善や介護施設の開設等が円滑にできるように設置されたものです。

2012年3月まで財源は、100%国からの交付金でしたが、4月から介護保険料と利用者負担になりました。志を持ち介護の仕事に取り組んでいる職員の方達の職場改善は、国が責任を持ち継続して行うのが本来の姿です。介護保険制度の改悪で、要介護者、介護する家族そして介護事業に携わっている従業者に経済的・身体的にも負担を強めています。介護保険制度の改善をこれからも求めていきます。



領土問題は軍事力ではなく外交交渉で解決を

『香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書』
『李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書について』

尖閣諸島は、1895年1月の日本政府閣議決定によって、日本領に編入して以来、日本の実効支配が行われてきたものです。

日本共産党は、尖閣諸島が日本に帰属しているという見解を1972年に発表し、歴史的にも国際法上も日本が領有している明確な根拠があることを明らかにしてきました。

中国側は1970年以降になって突如、領有権を主張し始めましたが、その主張は成り立ちません。何よりも1895年以来75年間、一度も日本領有に対して異議も抗議もしていないのです。中国の領有権の主張に正当性はありません。

竹島の日本の領有権の主張にも歴史的にも国際法上にも明確な根拠があ

ります。現在の韓国の実効支配は、1952年に竹島を囲い込む境界線を設定、1954年に常駐守備隊を配備し、占拠するようになったのが始まりです。

一方で、日本が竹島を編入した時期と、日本が韓国を植民地にしていった時期とが重なっているという問題があります。1904年には第1次日韓協約が結ばれ、韓国は事実上、外交権を奪われ、異議申し立てができない状況でした。竹島はその翌年に日本に編入され、1910年には韓国併合条約が結ばれています。

日本による植民地支配の歴史を無視したままでは、韓国との間で歴史的な事実に基づく議論はできません。

領土問題については、歴史的な事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉で解決を図ることが大事です。感情的な対応で緊張をエスカレートさせるようなことは双方が自制すべきと強く主張し、両意見書案には反対しました。

2012年第2回定例会・第3回定例会の主な議案に対する各会派の態度と結果

2012年第2回定例会では 23本の議案に対して、20本賛成、3本反対。

議案・請願・意見書など	結果	共産党	県民ク	自民・無	自民	公明
24年度大分県一般会計補正予算(第1号)について	○	○	○	○	○	○
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	○	×	○	○	○	○
尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書	○	×	×	○	○	○

2012年第3回定例会では 29本の議案に対して、23本賛成、6本反対。

議案・請願・意見書など	結果	共産党	県民ク	自民・無	自民	公明
24年度大分県一般会計補正予算(第3号)について	○	○	○	○	○	○
※1 大分県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について	○	×	○	○	○	○
大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○
※2 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について	○	×	○	○	○	○
※3 四国電力株式会社との原子力安全協定締結の意思表示と伊方原発の再稼働について十分な安全確認作業を国に求めることなどについて(請願)	○	×	△	○	△	○
香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書	○	×	△	○	△	○
李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書	○	×	△	○	△	○
※4 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書	○	×	○	○	○	○

○：可決・賛成 △：会派で賛否両論 ×：否決・反対 県民ク：県民クラブ（社民・民主など） 自民・無：自由民主党・無所属の会

- ※1 法律の改正に伴う条例改正ですが、本来国の責任で国庫負担を増額しなければならないのに減額し、県負担金を増すものです。さらに国保の広域化を見据えたものであり反対しました。
- ※2 事実上、山香農業高校と日出暁谷高校を統合し、単独農業系高校をなくす条例改正です。県内の農業を発展させるためにも単独農業系高校は存続する必要があると反対しました。
- ※3 停止中の原発の再稼働はやめ、再稼働した原発は中止すべき。また県として原発事故対策計画の作成や四国電力との安全協定を締結することが大切であると、この請願は採択すべきと討論しました。
- ※4 この意見書は、消費税増税を前提とした税制改革を求めています。消費税増税は暮らしと経済を破壊し貧困と格差を拡大します。ただちに中止し、国民の所得を増やす経済改革とともに、むだの一掃と大企業・富裕層への適正な課税をすすめ、財政危機を抑えながら社会保障の再生・充実を図る道への根本転換が求められていると反対しました。